

(答申第141号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成27年11月4日付けで実施機関に対し、次のとおり、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成27年8月6日の公開請求の解答書には平成19年3月22日以降の公文書なし、とのことであったが、平成23年8月25日岐阜市保地第342号の文書には医療整備課と「疑義照会し、見解の相違なし」とあるので、「相違のない内容」を正確に公開して欲しい（疑義照会に関する文書）。

2 実施機関の決定

実施機関は、「診療所の2カ所管理について」を対象公文書として特定し、これを公開する旨の決定を行い、平成27年11月18日付け医整第746号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成27年11月19日付けで、改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、改めて対象公文書を特定したうえで、その公開を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 平成23年に電話で答えた「相違のない内容」等について

平成23年8月25日に岐阜市保健所平井氏からの電話で答えた岐阜県職員の「相違のない内容」が文書作成されておらず、情報公開になっていない。

異議申立人が岐阜市から入手した資料には、県医療整備課馬淵氏が平成23年9月9日に「〇〇〇〇〇〇〇の飛び地の検査室の許可願いを平山課長が受理した事実はない」とある。

しかし、平成19年3月23日異議申立人と平山氏との会談を医療整備課は公文書に作成している。保存期間が過ぎていて不存在である、との説明だが、公開を拒否しているのか。

平成18年9月から12月まで幾度も異議申立人は処分庁(医療整備課)へ出向いた。国が「飛び地のMRI検査室の許認可は岐阜県知事の権限である」との回答と、「国は一切この問題に関知しないこと」の返事を直接得た。以上より早速処分庁へ出向き、医療

整備課の二人の係官と2カ所管理に適応がないか、調べて貰った。

開設届や新しい診療所としての扱いになるという説明や意見は、処分庁からまったくきかされていなかった。平成18年当時、岐阜市保健所のいう新しい診療所として別の医者による開設者管理者として届け出るようにという指導は、岐阜県からはまったくない。岐阜市の認識と岐阜県の当時の認識は同一ではなかったと思われる。現在岐阜県で検討中だと岐阜市には伝えていないようだ。

平成18年11月から平成19年2月までに先の県の職員から許可願を出した方が良かったと言われたので、許可願を書いて処分庁に持って行ったのであり、平山氏に会う前に県の職員らに持って行ったかどうか忘れた。何度出向いても埒があかないので、課長の平山氏に会わせて欲しいと異議申立人は申し出た。そして、平成19年3月23日に10階の細長い部屋で会うことになった。

平山氏との対談について、今まで「対談自体がなかった」と言っていた処分庁が、その時の「公文書は作成されていた（異議申立人は県の職員らが書記録作成していたのを覚えている）」と今回初めて存在を明らかにした。

平成24年4月19日、20日に異議申立人が対談の公文書を取り寄せようとしたときは、倉庫にもないと言われた。

(2) その他の主張について

もし、処分庁馬淵氏が「平山課長らが許可願を受理した事実はない」と言うならそれは間違いであり、虚偽証言である。この日平山氏と異議申立人の対談は「飛び地の検査室許可願い」の話のみで、30分ないし一時間していただだけである。受理した後、「平行線でも困りますから、検討するが、時間が掛かりますがいいですか?」「時間が掛かるのは（お役所だから）仕方ありません。ただ脳外科緊急で患者が来たときは撮りますが、いいですか」「はい」と平山氏が明言していた事を覚えている。

これら一連の行為を無視し、「検討する」とした処分庁平山氏の発言を無視し、後任の課長以下処分庁がこの件に関し無視し続けたとしたら、処分庁は刑法的不作為行為といわざるを得ない。「開設届として飛び地の検査室を届出していないから国の行政処分も仕方がないし、認める」としたら、これは一方的な岐阜県の判断でしか無く、異議申立人への指導も通知もなかった行政側に問題がある。処分庁が今日まで欺いたことになる。

診療所の2カ所管理については医療法第8条と12条で都道府県知事の許可が必要とある。よって「医療法上、岐阜市長の許可があれば」は間違いである。厚生労働省（以下国）も岐阜県知事の許可があればいい、国は関知しないと言っている。

第4 実施機関の主張

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 趣旨

本件異議申立てについては、実施機関の判断は妥当である旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

(1) 本件対象公文書について

岐阜市と医療整備課との「見解の相違のない内容」が記載されているものとして、「診

療所の2カ所管理について」を対象公文書として特定した。この公文書は、平成19年1月に、別の診療所として開設し届出を行う必要があることを前提に、同じ管理者（異議申立人）が2カ所を管理できるかどうかについて、厚生労働省医政局へ照会した結果及び異議申立人への回答が記載されているものである。

また、岐阜市の公文書に、医療整備課と「疑義照会し、見解の相違なし」と記載されるに至ったと考えられる、平成23年8月に、岐阜市が県に疑義照会したときの公文書（県の回答や協議記録等を想定）の有無については、検索した結果、該当するものが見当たらなかった。当時の担当者に確認したところ、「岐阜市保健所の担当者から、疑義照会があったが、電話で回答し、文書は作成していない。」とのことであった。

なお、岐阜市から県への疑義照会に対する見解は、平成19年1月当時と何ら変わるものではないため、更に判断を要することもなく、公文書を作成していないものである。

異議申立人は、本件処分における、公文書の特定について不満であることを主張しているが、本件請求に対して、現在県で保有している公文書は、これがすべてであり、その記載内容は、条例第6条各号のいずれにも該当しないとして、実施機関としては、全部公開を行っている。

また、平成19年3月の医療整備課長との会談に係る公文書が不存在である理由については、既に説明しているとおり、保存期間満了により廃棄済であることによるものである。

（2）異議申立人のその他の主張について

県が異議申立人から許可願いを受け取った事実はなく、県が異議申立人から許可願いを受け取ったかどうかは、本件処分と関係がない。

また、本件に関する医療法上の許可権者は岐阜市長であり、岐阜県知事ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求について

本件請求は、平成23年8月25日付け岐阜市保地第342号の公文書に、「厚生労働省医政局総務課及び岐阜県健康福祉部医療整備課に疑義照会し、当方の見解と相違の無いことを確認しています。」とあり、その「相違のない内容」の公開を求めるものであるが、情報公開制度における請求の対象は、実施機関の保有する公文書であることから、本件請求の対象は、「相違のない内容」が記載された公文書である。

また、本件処分に対し、異議申立人は、「平成23年8月25日に岐阜市保健所平井氏から電話で答えた岐阜県職員の「相違のない内容」が文書作成されておらず、情報公開になっていない。」と主張していることから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の特定の妥当性について

実施機関は、岐阜市と医療整備課との「見解の相違のない内容」が記載されているものとして、「診療所の2カ所管理について」を対象公文書として特定した。

この公文書は、平成19年1月に、別の診療所として開設し届出を行う必要があることを前提に、同じ管理者（異議申立人）が2カ所を管理できるかどうかについて、厚生

労働省医政局へ照会した結果及び異議申立人への回答が記載されているものであるが、平成23年8月25日付け岐阜市保地第342号の公文書の記載内容と矛盾はなく、見解の相違はないものと認められる。

よって、実施機関による対象公文書の特定は、妥当である。

3 本件対象公文書以外に特定すべき公文書が存在しないことについて

異議申立人は、本件対象公文書以外に「相違のない内容」が記載された公文書があるはずであるが対象公文書として特定されていない旨主張している。

当審査会が聴取したところによれば、実施機関は、平成23年8月に岐阜市から県に疑義照会があったことは認めたくえで、照会は電話によるものであったため、電話にて回答し、当該疑義照会に係る公文書は、作成していないとしている。また、当該公文書を作成していない理由について、この疑義照会に係る見解は、平成19年1月に厚生労働省に照会した結果作成された本件対象公文書に記載された内容と何ら変わるものではないためであるとしている。

そうすると、異議申立人がいう「相違のない内容」が記載された公文書は、本件対象公文書以外に存在しないのであって、この点について、不自然・不合理であるとまでは言えない。

4 結論

実施機関において、本件対象公文書の外に本件請求の対象として特定すべき公文書を保有しているとは認められないので、本件請求に対して、実施機関が、「診療所の2カ所管理について」を対象公文書として特定し、全部公開した決定については、妥当である。

異議申立人は、本件請求に至る経緯や背景なども含め縷々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成27年12月1日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年1月18日	実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成28年1月21日	異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成28年2月1日	異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成28年2月8日	実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成28年2月12日 (第137回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成28年3月3日 (第138回審査会)	異議申立人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。

平成28年3月30日 (第139回審査会)	諮問事案の審議を行った。
--------------------------	--------------

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
会長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)